

平成29年第3回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成29年9月27日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第40号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
第41号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第42号議案 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
第43号議案 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第44号議案 平成29年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第45号議案 平成29年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第46号議案 平成29年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成28年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成28年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成28年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成28年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 平成28年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 平成28年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
陳情第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書
陳情第3号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書
陳情第4号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第3 議員提出議案第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
議員提出議案第3号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
議員提出議案第4号 道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書の提出について
- 日程第4 閉会中の委員会行政視察の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 水野千代子君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 浅井武光君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 酒向弘康君
16番 杉浦あきら君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	近藤学君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	都築幹浩君
健康福祉部長	藪田芳秀君	環境経済部長	鳥居栄一君
建設部長	羽根渕闘志君	教育部長	志賀光浩君
消防長	吉本智明君	企業立地監兼 企業立地課長	志賀幸弘君
建設部次長	尾関義彰君	教育部次長 学校教育課長	牧野宏幸君
消防次長兼 予防防災課長	金澤惣一郎君	会計管理者 兼出納室長	林敏幸君
代表監査委員	山下力君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議賜りありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（杉浦あきら君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

平成29年9月14日、15日開催の決算特別委員会において要求のありました追加資料につきまして、お手元に本日、配付させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

- 議長（杉浦あきら君） 本日、説明のため出席を求めたものは、理事者16名と監査委員1名であります。

議事日程は、本日、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

- 議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を4番 鈴木重一君、5番 水野千代子君の御両名を指名いたします。

日程第2

- 議長（杉浦あきら君） 第40号議案から、認定議案第9号までの16件と、陳情第2号から陳情第5号までの4件を一括議題といたします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

11番、池田久男君。

- 11番（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、説明とさせていただきます。

総務教育委員会審査結果報告書。

平成29年9月27日、議長、杉浦あきら様、委員長、池田久男。

平成29年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告させていただきます。

第42号、平成29年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、歳入全部、歳出15款、55款。

第1条、歳入全部、1億2,034万9,000円追加。歳出、15款総務費、40万円追加。55款、教育費、5,014万5,000円追加。

全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第2号、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書。

国に対し、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率2分の1への復元に向けての意見書の提出を求める陳情。

全員一致をもって採択すべきものと決しました。

陳情第3号、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書。

私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情。

賛成少数をもって、不採択すべきものと決した。

陳情第4号、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情。

愛知県に対し、私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情。
賛成少数をもって、不採択すべきものと決した。
陳情第5号、国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書。
国に対し、私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情。
全員一致をもって採択すべきものと決した。
以上です。

○議長（杉浦あきら君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。
6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書。

平成29年9月27日、議長杉浦あきら様、委員長志賀恒男。

平成29年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、
次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第40号、幸田町介護保険条例の一部改正について。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。

賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第41号、幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるから。

全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第42号、平成29年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、歳出20款・35款・45款。

第1条、歳出、20款民生費、5,992万2,000円追加。

35款、農林水産業費、898万6,000円減額。

45款、土木費、1,886万8,000円追加。

全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第43号、平成29年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出、3,794万3,000円追加。

全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第44号、平成29年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出、9,205万5,000円追加。

全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第45号、平成29年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入、35款繰入金、898万6,000円減額、40款繰越金、898万6,000円追加。

全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第46号、平成29年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入、30款繰入金、1,113万2,000円減額、32款繰越金、1,113万2,000円追加。

全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上でございます。よろしくお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

15番、酒向弘康君。

○15番（酒向弘康君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

決算特別委員会審査結果報告書。

平成29年9月27日、議長、杉浦あきら様、委員長、酒向弘康。

平成29年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

認定第1号、平成28年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額、153億7,067万9,105円、歳出総額、147億363万3,215円、差引額6億6,704万5,890円。

賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第2号、平成28年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額、67万5,454円、歳出総額、67万5,454円、差引額ゼロ円。

全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第3号、平成28年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額、37億7,110万4,377円、歳出総額、36億5,255万4,341円、差引額1億1,855万36円。

賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第4号、平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額、3億5,983万8,430円、歳出総額、3億5,956万7,130円、差引額、27万1,300円。

賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第5号、平成28年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額、17億3,427万4,267円、歳出総額、16億4,221万7,850円、差引額、9,205万6,417円。

賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第6号、平成28年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額、4億3,849万9,409円、歳出総額、4億3,569万9,409円、差引額、280万円。

全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第7号、平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい

て。

歳入総額、3億6,103万8,021円、歳出総額、3億5,205万943円、差引額、898万7,078円。

賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第8号、平成28年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額、7億2,905万8,100円、歳出総額、7億1,792万4,666円、差引額、1,113万3,434円。

賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第9号、平成28年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

収益的収入、8億2,795万639円、収益的支出、6億5,921万6,282円、資本的収入、1億3,956万4,285円、資本的支出、4億2,632万9,723円。

賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

以上であります。

○議長（杉浦あきら君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、決算特別委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

以上で、決算特別委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案16件と陳情4件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それでは、順次、討論をしてみたいです。

第40号議案幸田町介護保険条例の一部改正について。

地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律には、一定所得以上の人の利用料を3割負担にする介護保険改悪にとどまらず、地域共生社会の実現の名で高齢者、障害者、障害児などの施策に対する国や自治体の公的責任を大幅に後退させ兼ねない仕組みづくりを盛り込んだ重大なものとなっております。

11の関連法案が含まれており、今回の一部改正には、世帯全員を対象とすることに拡大をし、調査、虚偽の答弁などあった場合は、罰則の対象とし、違反のないようにしていくというものであります。

さらに、マイナンバーにおいて、本人同意なしに調整を拡大していくもので、国が情報の一括管理をすることで、社会保障の削減に利用拡大をしようとしていくことは明らか

かであり、住民に負担を強いる制度改悪に反対をするものであります。

認定1号、平成28年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計歳入総額153億7,067万9,000円、歳出総額147億363万3,000円、繰越明許費3,686万8,000円を差し引くと、6億3,017万8,000円の実質収支額となり、黒字運営となっております。

決算認定に賛成できない立場から反対討論を行います。

経済政策の目的は、国民生活の安定と向上にこそあります。最近、相次ぎ発表された賃金や消費など、経済データは安倍政権の経済政策が生活を安定させるにはほど遠い状況を示しております。

安倍政権は、経済再生を最優先課題だとし、円安や株高、法人税減税などで大企業がかれば回り回って賃金も消費もふえるというアベノミクスの推進であります。しかし、大企業のもうけは、内部留保に回るばかりで、賃金は上がらず、雇用もパートや派遣など、安上がりの非正規をふやただけであります。

2016年度の法人企業統計では、資本金10億円以上の内部留保は、403.4兆円で、2015年度より17.6兆円もふえたことが、9月1日に財務省の発表で明らかになりました。

安倍政権発足時から4年間で56兆円の内部留保を積み増ししており、減税分は設備投資や賃金にほとんど反映されておられません。

町財政においては、法人町民税の一部国税化で9.7%の影響を受けております。

制限税率までの課税では、新たに2億2,300万円の自主財源が確保できることが明らかとなりました。

大企業に応分の負担を求めるべきであります。

さらに、2016年度の税制改革大綱は、法人町民税を6%へと引き下げる内容であり、制限税率までの引き上げをすべきではありませんか。

もの言えぬ監視社会をつくり共謀罪の強行、森友、かけ学園疑惑など、国政の私物化など、安倍政権に対する国民の不信はますます広がっており、税と社会保障の一体改革で進められる社会保障の切り捨てに対し、まちの政治は、国の悪政の防波堤となるべきであると主張するものであります。

国の悪政は、地方自治体に及ぶものであり、町民の暮らし、福祉を守る立場に立つべきであります。

その立場に立って政治を進めるべきではありませんか。全ての国民に実施する社会保障、税番号制度であるマイナンバーは、国が個人情報を一括管理するものであります。

税や社会保障手続の一部で行政などから書類への番号記入を求められたり、プラスチック性の個人番号カードが希望者に交付されたりしております。

マイナンバー関連の個人情報や顔写真データが、警察捜査に利用された例があることが、先の通常国会の審議で明らかになるなど、国民関心への道を開く恐れも強まっております。

マイナンバーの運用は中止し、制度の廃止をすべきであります。

保育園落ちたが大きな社会問題となり、子育て支援の充実、保育園整備拡充で安心し

て子育てできる環境づくりが求められます。

また、西三河でも高い保育料の引き下げ、これが実施されておられません。見直しを求めるものであります。

同時に、小学生の放課後対策として、児童クラブの拡充をすべきことが課題となっております。小学校6年生までの受け入れ、現在、105人に上る待機児の解消をし、安心して働き続けられる環境づくりを求めます。

高齢者への福祉タクシー助成が見送られております。足の確保をして、早急に実現を求めます。

幸田町のごみ袋が高いと引き下げを求める声は、常に聞かれます。ごみ焼却場がないからという言いわけは通用しません。碧南市のように一世帯当たりの年間使用枚数は、無償配布にし、それ以上に出たごみの袋は有料とするように政策転換し、ごみ減量の推進をすべきではありませんか。

原発ゼロ、再生可能エネルギーの普及のためにも、太陽光発電システム補助の復活を求めます。

地域経済活性化のため、中小企業振興基本条例を制定し、それを軸に中小企業支援の施策として、建物リフォームや店舗リニューアル助成など進めるべきではないでしょうか。

愛知県が実施した愛知子ども調査で、1人親家庭、とりわけ母子家庭の大変さが浮き彫りになりました。経済的理由などから、無料学習塾や子ども食堂などの取組が求められていることが明らかとなりました。

幸田町では、ことしから県事業として、子どもの居場所と学習支援が実施されております。この事業を対象拡大し、希望する子どもたちに支援、充実させるように求めます。

愛知県の子どもの相対的貧困率は、3月21日に5.9%であることを公表しました。こうしたことから、子どもの貧困対策を進めるのは、政治の責任であります。

就学援助、私立高校等授業料補助、奨学金支援など、拡充をすべきであります。

小中学校の普通教室へのエアコン設置は待ったなしです。教育環境の整備のため、設置を求めます。

幸田町の財政調整基金の残高は、30億2,442万6,000円、教育施設整備基金は、10億1,220万9,000円で、合わせて40億3,663万5,000円となっております。

基金としてため込む一方ではなく、町民の暮らし、福祉、教育に使うべきと主張をして反対討論といたします。

認定第3号、平成28年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

国民健康保険には、4,565世帯、8,053人が加入し、町民の20%が占めております。自営業、農業に加え、今日では年金生活者、非正規、無職などの割合が高くなってきており、退職後に75歳からの後期高齢者医療制度に移行するまでの間、町民が通過点として加入するものになっております。

このため、健保組合や協会けんぽなどのように企業主負担がないため、基盤がせい弱

であり、一般会計からの繰り入れがなければ国保税が高くなります。

加入者の特徴でも、65歳から74歳の割合は国保が高く、高齢者の割合が高く、医療費も高くなります。

このため、幸田町の国保税は、高く払えない国保税になっていることは、滞納額を見ても明らかであります。

愛知県下54町村中15番目に高い国保税となっております。

こうした状況でありながら、国の保険者支援を国保税の引き下げに使わず、都道府県かに備えるとして保険基盤安定に使い、平成28年度の実質収支では、1億1,855万円の黒字で、基金残高は、1億4,944万8,000円と、前年度より3,533万9,000円も基金を増加させております。

18歳以下の均等割の軽減の実施と国保税の引き下げに使うべきではないでしょうか。

平成30年度からの都道府県下は、財政運営を初め国保運営の責任を負うとされますが、県の役割は、市町村の納付金を決めることとあります。実際の国保税は、市町村で決めます。

市町村は、県から要請される納付金で賄えるよう、市町村独自で決めますが、一般会計からの繰り入れをふやし、誰もが払える国保税にすべきと主張するものであります。

国保財政の安定化と国保税の引き下げのため、国や県に対し、財政支援を強く求めるべきと主張して反対するものであります。

認定第4号、平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成20年4月から、老人保健制度が廃止され、75歳以上の高齢者だけを別の保健医療制度に年齢で追い込み区別する差別医療保険制度に対して、反対するものであります。

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料の改定が行われ、高齢者の加入者がふえることで、保険料負担がふえます。

平成28年度は、5期目の改定で4基目と比べ、所得割率が9%から9.54%へ、均等割額が4万5,761円から、4万6,984円に引き上げられ、1人当たりの年額平均保険料は、8万2,144円から8万4,035円に1,891円の負担増を求め、限度額は57万円と高額であります。

高齢者への負担増となる後期高齢者医療保険制度に反対し、元の老人保健制度に戻すよう求めるものであります。

認定第5号、平成28年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

厚生労働省がまとめた平成28年度介護給付費実態調査によると、介護要望サービスの利用者数は、前年度比3.8%減の全国では150万100人で、平成20年度の制度開始以来、初めて減少に転じたと調査発表をいたしました。

介護保険法の改悪によって、平成27年度以降、要支援者に対する訪問介護、通所介護などの介護サービスを介護保険給付から市町村運営の総合事業に移行し、利用が抑制されたことが要因と見られます。

平成29年4月からは、全ての市町村において、総合事業への移行であります。

事実支援、重度化防止の名で、専門職による公的サービスを切り捨てるもので、保険あって介護なし、介護はずしによくあらわれております。介護保険料を徴収しながら、給付をはがすやり方は、国家的詐欺であります。

介護の質が確保できなければ、高齢者の重度化が進み、給付費を押し下げるだけあります。

厚労省の調査は、介護保険制度があっても使えない実態が改めて浮き彫りになりました。5月に成立した改定介護保険法は、自立支援重度化防止に向けた保険者機能の強化のため、市町村に財政的インセンティブを寄与する規定を整備するとしました。これより市町村は、国が求める自立支援重度化防止に沿った施策や目標を定め、国は給付抑制を効果的にするために設けた指標で市町村の実績を評価し、これをリンクした市町村への交付金でインセンティブを付与します。

実績のない市町村の交付金は減ることになり、事実上のペナルティとなります。財源確保のために認定率引き下げ競争、給付制限に駆り立てられることになります。

介護卒業などとあたかもひとり立ちできたかのような装いで、自立を押しつける社会保障費削減ありきであります。

介護保険法は、介護が必要とされる人が、尊厳を保持し、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としております。これを実行あるものにすべきではありませんか。

必要な介護サービスの提供、充実を求め、低所得者の保険料、利用料の軽減制度の拡充も求め反対討論といたします。

認定第7号、平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号、平成28年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号、平成28年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、この3件については、消費税に反対する立場での反対であり、2019年には、消費税10%への消費税率引き上げなど報じられております。

消費税は、最悪の不公平税制であり、反対をするものであります。

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） それでは、本定例会に上程されました認定第1号、平成28年度一般会計歳入歳出決算認定についてに対しまして、賛成の立場から意見をして討論とさせていただきます。

平成28年度は、多世代に心地よい滑らかなまちを目指しての施政方針のもと、税収におきましては、個人町民税、固定資産税などは、増額を見込んだものの、一方、法人町民税は、企業収益の減少や税制改正の影響から減額として、町税全体では、前年度比2.6%減で当初予算を編成されました。

こうした厳しい財政状況でありましたが、過去2番目の大型予算が生まれ、喫緊の課題である幸田小学校の校舎増築、認定こども園施設整備、老人福祉センターのエレベーター設置など攻めの事業計画をされました。

結果として、平成28年度の一般会計歳入については、153億7,067万9,000円で、前年度比6.9%増でありました。

そして、歳出については、147億363万9,000円で、前年度比10%の増でありました。

歳入についてであります。税収の総額は84億7,233万2,000円で、前年度比9.3%となり、町民税全体では、給与所得納税義務者数の増加、あるいは、1人当たり給与所得の増加により、個人町民税が25億2,354万3,000円で2.2%の増加で、幸田町が一步一步発展している状態の一端を感じるところであります。

法人町民税は、前年度のような自動車関連企業の特別な要因による影響がなくなり、9億2,503万3,000円で82.2%の増でした。

また、固定資産税においても地目変更及び負担調整措置により、43億5,373万5,000円で5.7%の増収であり、税収全体において喜ばしい結果が出たと思います。

また、新たな形で実施されたふるさと寄附金については、1万2,318件の寄附で、10億1,403万円と大幅な増額となり、大きなプラス誤算であったと思います。

景気の先ゆきは徐々に回復基調にあると言われておりますが、不透明感もあり、かつてのような税収までの回復に至っていないのが現状で、引き続き財政需要は変わらないのではないのでしょうか。持続可能なさらなる秩序ある財政運営に努めていただきたいと考えております。

歳出についてであります。多世代に心地よい滑らかなまちの方針に乗って、幸田小学校の校舎増築工事、認定こども園施設整備、認定こども園施設型給付事業、市場公民館駐車場整備、老人福祉センターのエレベーターの設置など、45件の新規事業を積極的に展開されました。

各種福祉サービスや福祉手当、中学校卒業までの子ども医療の無料化など、扶助費の増加などの要因が義務的経費に充てる割合が高まっており、経済収支比率が3年間の中でも84.8%と高くなっております。

実質公債費率については、起債の償還に積極的に努められ、6.5%であり、県内の自治体の中では高い数値となっており、今後、悪化しないよう資金繰りが必要と考えられます。

財政状況の厳しさは、今後も変わらないと思われ。子育ての環境、福祉サービス、生活環境などのより一層の充実を努めながら、財政の健全性に配慮され、持続可能な安全で安心な住みたいまちの実現のためにさらなる御尽力をいただくことを要望しまして、賛成討論といたします。

○議長（杉浦あきら君） ここで、途中ではありますけども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時54分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております案件につき、順次、討論をしてまいります。決算特別委員会でもお断りを申し上げましたように、少々、時間を要しますのでよろしくお願いをいたします。

認定議案第1号、平成28年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

監査委員の審査意見書を、私なりに読みますと、正当と認めると、こういう内容であります。それでいいのかと、こういう疑問を持つものであります。

まず、第一に、冒頭で指摘をすることは、幸田町議会始まって以来、公明党水野千代子議員の公金横領、議会の議員政務活動費の横領、だまし取り、そして、条例違反の不正使用であります。

みずからがだまし取りを認め、その誤りを認めて、不正使用に気づいて訂正をしたということであれば、まだしも、若干の救いがあるにしても、ほかの人からの指摘で、だまし取りがばれましたので、だまし取った公金を政務活動費を返還しました、これでは、余りにも情けなさ過ぎます。

指摘がなければ、だまし取り続けるという確信犯的な公金横領、政務活動費だまし取りであります。

返還したからそれでよしと、これでいいのか、何一つ責任を取らず、今日まで開き直って平然と議員に居座り続けることは、極めて恥ずかしく、不正行為については、不干渉で無神経で居座り続けると、これが許されるならば、住民の痛み、怒り、これをわかろうとしない愚かな行為であります。何一つ責任を取らず、居座り続けることは、不正腐敗政治を蔓延をさせ、チウイをすることに等しい愚かな行為であると同時に、議長と幸風会、共産党が口裏を合わせて野合をし談合し、共謀して口をそろえて無罪放免だと居座り続けさせることは、議会の自殺行為に加担をするものでもあります。その姿が、今日の幸田町議会の不正行為容認、曖昧にし隠ぺいする姿をあらわにすることであり、とても理解できるものではないと、このことをまず指摘をし追及をするものであります。

平成28年度の町長の施政方針は、多世代心地よい滑らかなまちを目指してであります。

そして、幸田から日本へ世界へ、そして、島原へが終着駅であります。文書あっても意味不明であり、言葉あって中身なしの実態が施政方針であります。

まず、歳入についてであります。

町税の各種減免の適用基準に、公私の扶助を受けていることを対象にして広く減免の対象を拡大進めるべきであります。

大企業に適正課税を適用し、大企業の社会的責任を果たさせて得られた財源で学校給食費の無料化や子ども医療費無料化を18歳まで実施する財源に生かして使うことが、子育て支援であり、さらなる子育て環境の充実した夢のあるまちづくりではないでしょうか。

都市計画税は、税制上に矛盾を持つ税制であります。全国1,741市町村中、都市計画税を課税をしている団体は、648団体で37.2%にすぎません。税制に矛盾を持つ都市計画税を計画的に廃止をすべきであり、町税の滞納に対する対応は、初めに差

し押さえありきではなくて、納税者と向き合い、膝を突き合わせ、納税相談に乗ることを第一に対応とすることを徹底すべきであります。

保育料は、西三河で一番高い保護者負担の水準にあります。

まず、全体を見直して引き下げる、さらに、軽減に当たっては、その基準に公私の扶助を受けるものをきちんと位置づけ、軽減制度を生かして使うべきであります。

手数料収入のうち、清掃手数料、つまりごみ処理手数料であります。ごみ袋代の高さは県下で2番目であります。その一方で住民の理解と協力で減量化とリサイクル率は、県下でトップクラスを維持し続けております。

その住民の理解と協力にむちを打つのが県下で2番目に高いごみ袋代であり、10円以下に引き下げるべきであります。

町長は、ごみ袋代を引き下げると、ごみ排出量がべらぼうにふえるなどとして、ごみ袋代引き下げを頑強に拒んでおりますが、その町長の心情は何か、町民は信頼はできない、信用していないことのあらわれであります。

さらに、広報7月号では、燃やすごみ袋代を有料にし、分別ごみを無料にすることにより、費用負担が軽くなる仕組みを取っていると宣伝をされている内容であり、これはまさにみそもくそも一緒にした論法であります。

高過ぎるごみ袋代を正当化していますが、そんな行政感覚は、住民の痛み知らずを物語るものであります。

広報7月号で紹介をするごみ袋のランキングで、名前を出す自治体は、幸田町を含めて7市町、これは不燃ごみ、資源ごみ、収集は全て無料であります。

さらにごみ袋代もあま市の20円を最高額、大口町は14円であります。ごみ袋代を10円以下に引き下げれば、ごみ排出量がべらぼうにふえるという町長の感覚と認識は、町民の感覚と認識が遥か遠くの感覚と認識の持ち主だということを、町長自身が認めているものであります。

ふるさと納税寄附金は、返礼品比率が54%であります、非常に高い返礼品比率であります、30%以下に引き下げようとする総務省の通知に沿うべきであります。

さらに、返礼品がエアウィーヴのマットレスに集中してることのあらわれは、高額所得者が求め、そのマットレスがネットオークションで転売されていく、まさに高額所得者優遇のふるさと納税の制度であることを如実に示すものであります。

ふるさと納税寄附は、一般的な行政事業で使うのではなく、さらにまた財政調整基金でもなく、目的基金に積み立てて役立てて使うべきであります。

市町村振興基金、つまり、宝くじの寺銭を基金に積み立てて、市町村に貸しつけて利子稼ぎをする振興基金、決算年度では、宝くじ交付金と基金交付金合計が、2,637万円余りではありますが、一方、振興協会が基金として積み立てている額は、なんと449億円あります。これが、振興協会設立の趣旨に合致するのかどうかということでもあります。

市町村振興という名のとおり、基金積み立てから交付金の増額を求めるべきであります。

債務負担行為で、ハピネス・ヒル幸田町民会館指定管理料で算出をしている消費税、

何と5%のままであります。町長の意思がどこにあらうが、日本は法治国家であります。気に入る、気に入らないはあるにしても、法律が成立しているのですから、5%税率で積算をした指定管理料を8%にすることは当然であります。早々に、8%で積算をし、指定管理料にすべきであります。

コミバスの運行は、高齢化社会の進展でますますその重要性はましております。コースの見直しときめ細かい運行が求められております。

同時にデマンド、つまり、利用者の要求、要望に沿うデマンド方式の採用を提起するものであります。

同時に、運転者の教育、親切で丁寧な運転が求められております。

島原交流は、施政方針のいう幸田から日本、世界へ、そして、島原へが終着駅という、幸田から日本へ、世界へという町長独特のぶっかけとはったりのたぐいであります。

企業立地推進事業の特徴を、よく示すのが須美、東山への企業進出で、立地監と町長が農地造成事業地に中村精機を進出させる話を持ち出して、意欲示したらあれは民間開発で行政は知らないとそっぽを向き、農業振興地域への企業進出をگری押しをさせた事例でもありました。

中村精機の進出計画を大きく狂わせているものでもあります。さらに、須美、前山も農地造成事業地であります。27年度、28年度と2年間にわたって、県企業庁、要請による地質調査などとして、1,723万円の予算をつぎ込んだものであります。

県企業庁からの要請は一切ないことは、質疑を通して立地監が明らかにしているものであります。

これはまさに、立地監の猫じゃらしに町長が飛びつき、じゃれ合っている姿を示すものでもあります。

1,723万円の成果品も議会に提出せよと初めて、本日、提出をされるといふ代物でもあります。こちら、農業振興地域であり、企業進出が簡単にできる地域でもございません。

これが、施政方針で言う産業振興の中身ではないでしょうか。

マイナンバーの記載について、政府の見解は、あくまでも住民の意思によるもので、強制されないものだということでもあります。質疑を通して明らかにされた、行政側の認識と感覚についてであります。

住民の意思で、マイナンバーの記載がなかった場合とは、それは、住民が記載を拒んだ場合だと、まさに住民に非があるかのような拒んだ場合、こういう答弁は改めるべきであります。

福祉タクシー券の不正使用の実態、質疑を通して明らかにしてまいりましたが、福祉タクシー券交付対象を拡大をすべきであります。高齢者や認知症、運転免許証の返納者などが、幅広くその対象の拡大をすべきだと提起するものであります。

墓地公園構想の発想は、町長によるガス抜きであります。候補地に挙がっている地域住民にگری押しをすることでもあります。特定な宗教団体による墓地公園の独占的な取得をもくろむものであります。その先例は、岡崎市における墓地公園の独占使用で、岡崎市議会が、百条調査委員会を立ち上げる、こういう問題にまで発展した過去を持つ墓地

公園の問題であります。

墓地需要に対しては、地域の墓地利用活用を図るべきで、地域の墓地には入りたくないとする特定宗教団体のよこしまなごり押しに迎合する墓地公園構想であります。

定住化支援で、町長の朝令暮改の政策の頓挫は、明らかであります。

それまで、勤労者に限定をしていた住宅資金利子補給事業、勤労者に限定するそんな心の狭いことでどうするのだと、住宅資金を借り入れている全ての住民を対象にすべきだとする町長の政策はすばらしいものでありました。

しかし、その政策に住宅資金利子補給事業で、多くの住民が申請したことにたじろいた町長が、制度そのものを廃止をするという、全く愚かな政策の選択をして、定住間支援策を廃止したのではありませんか。

町長は、朝令暮改政策の追及に想定外の年間デベロッパーが飛びついてきたからなどとしておりますが、それがどうしたというのですか。結果的にそれを機に、幸田町は定住化を支援をする政策は一切ございません。定住化を支援をする政策を進めるべきであります。

消防にあっては、消防団員、個人に支払われる団員報酬を消防団が一括して受領印を取りまとめ、消防団口座に支払わせると、あしき慣行は改められたようでございます。

いまだに、一部の分団で、地元の行政区から補助金のような経費が分団に支払われている実態、早急に改めるべきであります。

就学援助の申請に当たって、申請者に民生委員の証明を取らせるなどという制度をないがしろにし、弊害化する違法行為を改められたとしておりますが、これを教訓に制度を生かして活用する行政姿勢に改めるべきであります。

さらに、就学援助の適用にあっては、生活保護基準の1.5倍とする扱いと同時に、公私の扶助を受ける世帯あってもその対象にすべきであります。

小中学生の修学旅行費の保護者負担の軽減を図るべきであります。

要求資料によっても明らかにされていますように、小学校にあっては、1人2万5,000円の保護者負担金、中学生にあっては、1人5万円であります。

その負担は重いものがございます。保護者負担の軽減をさらに拡充をすべきであります。

幸田小学校増築工事で、監査委員と監査を委託した公益法人、大阪技術振興協会の監査結果と所見や提言、それはまさに、請け負った業者、松井建設株式会社名古屋支店の技量に関する問題の指摘であります。

入札指名審査で、必要に応じて必要にして十分な審査であったかが問われる問題でもございます。

町民会館内の一等地に、女性の会の衣装展示室、98平方メートルの使用料は無料あります。なぜなのか、町長が圧力をかけて、文化振興協会に覚書を結ばせて利用料を無料とする、こうしたものであります。

女性の会が利用料、使用料の支払いをし、その負担額の相当する部分をまちが女性の会に助成をするのが解決をする確かな道筋ではないでしょうか。

無料とする協定を結ばせたからではなくて、その協定を破棄をし、あるべき姿に戻し、

文化振興協会に支払うべき利用料は、支払うべきであります。

学校のトイレ臭は直ちに解消をすべきであります。

児童生徒の勉強する環境にないことは、教育委員会が一番よく承知していることでもあります。

幸田駅前駐輪場の姿は、まちの政治の貧しさを象徴するものであります。雨に打たれ、強風に倒されている通勤、通学などで使用する自転車の姿、まさにまちの政治の貧しさを象徴をするものであります。

駅前区画整理事業とは関係なく、早期に整備をすべきであります。今までまちは、区画整理事業の進展に合わせてとってきました。その理由が、成り立たなくなっている現在、挿すたる理由はないのであります。早急に整備すべきだと改めて提起するものであります。

児童クラブ手数料値上げの理由に、人件費相当分を参入をすることは、地方自治法違反であります。

人件費、租税によって賄うべきものであると法は定めているのであります。別途に、住民に人件費負担を求めることは、明確な自治法違反であります。

町政を特徴づける施策に、借地行政がございます。決算年度の状況は、借地面積が12万8,097平方メートル、借地料が4,523万5,000円であります。

借地とは、借金であり、施政方針でいうところの後年度負担であります。借金を目的、意志的に減らさず、4,500万円の利子を払い続けるものであります。これが、施政方針のいう後年負担を考慮しの実態ではないでしょうかと指摘をするものであります。

認定議案第3号、平成28年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

払いたくても払いきれない国保税、その実態は、決算年度の国保税の高さ、重さは提出資料によって明らかにされていますように、1人当たりの国保税の重さは、県下で54市町村中、平成27年度は20番目に高く重い国保税、平成28年度ではさらに順位を上げて、16番目に重く押し、1世帯当たりでは、何と8番目に高い国保税額であります。

この高く重い国保税、課税限度額を引き上げ、さらなる住民負担を強化するものであります。国保税の大幅な引き下げをすべきであります。

収入未済額が、1億9,374万円、これは、収入済額の23.6%を占めております。いかに重税であるかを物語るものであります。

国保税の応益割り、応能割りの負担比率は、当面、応能割り8、応益割り2と負担比率を改めるべきであります。

さらに、応能割りにあつては、資産割の比率を引き下げるべきでもございます。また、応益割りにあつて、均等割り、個人均等割りは、おぎゃーと生まれたその日から、負担をさせ、誕生を祝うかのごとくの個人均等割りは、世帯平等割りでさらに課税をするという、二重課税のたぐいでありました。世帯割り比率を引き下げるべきであります。

国保税滞納者には、容赦のない差し押さえ、短期保険証交付であります。幸田町は、中学校卒業までの医療費無料化であります。子どもたちにも、短期保険証の交付は、改

めるべきであります。

国保税の滞納者では、子どもではありません。その子どもに短期保険証交付は、親の因果を子どもに背負わせるものであり、改めるべきであります。子どもへの短期保険証交付はしない、このことを基本に据えるべきであります。

小泉内閣による規制緩和で、非正規労働者がふえ、身分も不安定、低賃金、長時間労働で身も心も限界に追い込んでいるのが現実であります。

まさに、劣悪な労働環境に追いやられる中で、重くて高い国保税、払いたくても払いきれない重税であります。国保税滞納者に対する情け容赦のない差し押さえ、保険証取り上げは、命よりも国保税徴収が大事だというものであります。来年度から、国保の運営主体が県に移行をいたします。県に移行した後も、国保税の決め方、徴収は幸田町にございます。

政府は、都道府県に運営主体が移行後も、毎年、国費を約1,700億円支援しております。この支援金を国保税引き下げに役立てて活用すべきであります。

認定議案第5号、平成28年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

介護保険の保険料は、年金から天引きされない低所得者層であります。成果の説明書にも記してありますように、天引きでは100%の収納率であります。一方、普通徴収、91.3%であります。1年以上の保険料滞納者は、介護サービス料は10割負担であります。後で9割が払い戻されていますが、1年6カ月滞納した場合、償還払いと9割の払い戻しが一部、または、全額差し止められ、2年以上の滞納者には、自己負担3割に引き上げられるだけではなくて、月額上限を定めた高額サービスが支給停止になります。さらに、介護保険の改悪で露骨な介護はずしが強行をされています。

要支援の1、2の人に向けた訪問介護とデイサービスが、介護保険対象から外されて、地域支援事業に移されています。もともと介護保険は、全国一律のサービスが受けられると、こういう制度ではありますけれども、地域支援事業に移された結果、自治体の財政事業や担い手の確保の状況によっては、サービス内容は利用料に大きなばらつきが出てきているのが現実であります。

さらに、介護保険改悪では、要支援者の介護サービス、保険給付から外して市町村が担う総合事業に移させます。さらに、障害者施設からの申請があり、自治体の基準を満たせば、介護事業者の指定が受けられるようになりました。

これは、介護とか障害者福祉の統合という名で強行をされるものであります。障害者福祉には、自己負担の理念はございません。介護保険と統合することにより、一律に自己負担が課されることとなります。まさに、介護保険スタートのときから指摘をされてきましたように、保険料をとっても介護なしの制度、まさに保険あって介護なしであります。

認定議案第7号、平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定議案第8号、平成28年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

この両事業とも受益者負担金、分担金を課して、事業費の一部にするという財政運営

をする会計であります。

そもそも受益とは、どんな受益で、その受益とは、特別な受益を受ける受益の限度において、負担が課されるものであります。

それでは、何が特別な受益で、事業なのか、事業によってもたらされる利便性はごく一般的な受益であって、事業そのものが目指す受益でありますから、特別な受益にならないものであります。特別な受益がありとするならば、具体的にその受益とは何ぞやを明らかにすべきだと、この問いただしに答弁は土地の評価が上がるとする答弁であります。土地の評価が上がるとは、この土地を転売をすることによって受益を受ける、こういう認識を考え、まさに不動産業の認識と見解であります。幸田町不動産株式会社とする答弁、見解は到底容認できるものではありません。

国民は、憲法の定める健康で文化的、衛生的な権利を享受できるとしております。2つの事業によってもたらされる受益は、憲法で保障する国民の権利の実現であります。

さらに、受益者負担金を事業費に充当をすることはしてはならないとしております。しかし実態は、受益者負担金を事業費の重要な財源としていることは、法の趣旨に反するものであります。

認定議案第9号、平成28年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてであります。

認定議案第7号、認定議案第8号、認定議案第9号、以上3議案に共通する事案は、使用料、自民党の公約違反の消費税を転嫁していることであります。自民党と公明党の悪政与党、消費税率の8%から10%へと増税するスケジュールを決めて、さらなる国民負担、重税を押しつける悪政を推進をしている今日、消費税転嫁を中止すべきであることを主張をして討論といたします。

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 委員長報告は、不採択であります。私は、原案賛成の立場から賛成討論をしてみたいです。

陳情第3号、私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書であります。

全国の私立高校生に学費問題や、18歳選挙権への意識などを調査した全国高校生1万人アンケート全国実行委員会は、私立高校の学費負担については、親の負担に後ろめたく思うなど、また、心苦しいという回答が約80.9%、28都道府県中、126校1万4,371人の生徒の回答では、80.9%の1万1,628人となったことを公表をいたしました。

その中で、愛知県の私立高校3年生女子生徒は、経済的理由で大学進学できないと回答した生徒が、約10%で1,437人だったことで、家庭の事情で進学をあきらめている人が10人に1人という結果でございました。

愛知県内の私立高校に通う生徒は、3分の1を占め、私立高校の果たす役割は大きいものであります。

高校の無償化で、公私格差が是正をされてきておりますが、まだまだ格差は大きく、

町独自の私立高校等授業料補助事業の拡充、引き上げに期待するところであります。

制度創設以来、年額1人1万2,000円で、一度も引き上げもしておりません。父母負担軽減のためにも、陳情をくみ取り採択を求め賛成するものであります。

陳情第4号、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書であります。

愛知県では、3人に1人が私立高校に通っております。このため、私学の果たす役割は大きく、公教育の重要な役割を担うものであります。しかしながら、私学に通う父母負担はまだ大きく、親の所得にかかわらず等しく教育を受ける権利を保障するため、父母負担の公私格差をなくしてほしいとする陳情が、毎年、粘り強く出されております。

高校無償化のもとで、高校進学に当たり、私学選択の自由を確保してほしいとする保護者の願いは切実であります。国への意見書と同様に、愛知県に対しても私学助成予算の拡充を求めて陳情を採択し、意見書の提出を求めることで賛成討論といたします。

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論はありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

ここで、途中ではありますけども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより上程議案16件と陳情4件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第40号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第40号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第41号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第41号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第42号議案 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第42号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第43号議案 平成29年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第43号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第44号議案 平成29年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第44号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第45号議案 平成29年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第45号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第46号議案 平成29年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第46号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、認定議案第1号 平成28年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第1号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第2号 平成28年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第2号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第3号 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第3号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第4号 平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第4号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第5号 平成28年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第5号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第6号 平成28年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第6号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第7号 平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第7号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第8号 平成28年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第8号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第9号 平成28年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第9号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書に対する委員長報告は、採択であります。

陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第2号は採択することに決しました。

次に、陳情第3号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書に対する委員長報告は、不採択であります。

陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第3号は不採択することに決しました。

次に、陳情第4号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は、不採択であります。

陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第4号は不採択することに決しました。

次に、陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は、採択であります。

陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第5号は採択することに決しました。

日程第3

○議長（杉浦あきら君） 議員提出議案第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について、議員提出議案第3号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について、議員提出議案第4号 道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書の提出について、以上、3件を一括議題といたします。

提出者に、提出理由の説明を求めます。

11番、池田久男君。

○11番（池田久男君） 議員提出議案については、全て朗読をもって説明とさせていただきます。

議員提出議案第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について。

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成29年9月27日、提出者、幸田町議会議員、池田久男、賛成者、幸田町議会議員、伊與田伸吾、同じく鈴木重一、同じく水野千代子、同じく中根久治、同じく笹野康男、同じく伊藤宗次。

提案理由、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める必要があるから。

それでは、朗読をもって意見書とさせていただきます。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）。

未来を担う子どもたちが、夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。

しかし、学校現場では、子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた子どもたちを取り巻く教育課題は依然として克

服されていない。

また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもたちも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題も直面している。

昨年度、文部科学省は、10年間で2万9,760人の教職員定数改善の考え方を示し、その初年度分として、3,060人の定数改善を盛り込みました。

しかし、少人数学級の推進や、教職員定数改善計画は、示されておらず不十分なものであった。さらに、教育予算においては、「通級による指導」や「外国人児童生徒等教育」にかかわる要員として473人が基礎定数化されたことは、安定的な教員の配置などの観点から評価できる。

しかし、いじめや不登校などに対応する教員の加配は、395人とどまるとともに、教職員定数全体を子どもの自然減以上に削減することが盛り込まれるなど、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策は、大変不満の残るものとなった。

少人数学級は、保護者、町民からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。

山積する課題に対応し、全ての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定、実施が不可欠である。

また、子どもたちが、全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが、憲法上の要請である。

しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。

教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費、国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職におかれては、平成30年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月27日、愛知県額田郡幸田町議会、（提出先）、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣あて。

次に、議員提出議案第3号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について。

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成29年9月27日、提出者、幸田町議会議員、池田久男、賛成者、幸田町議会議員、伊與田伸吾、同じく鈴木重一、同じく水野千代子、同じく中根久治、同じく笹野康男、同じく伊藤宗次。

提案理由、国の私学助成の拡充を求める必要があるから。

国の私学助成の拡充に関する意見書（案）。

私立学校は、国公立学校とともに、国民に教育を受ける権利を保障する公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差を是正を

目的とした私立学校振興助成法を制定し、文部省による国庫助成たる、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由に、私学助成を抑制削減する動きが後を絶たない。愛知県においても、平成11年度に「財政危機」を理由として、経常費助成が総額の15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。

その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、経常費単独では、徐々に増額に転じ、平成26年度、16年度ぶりに平成10年度水準を超え、平成27年度は、国からの財政措置（国基準単価）を6年ぶりに回復した。

しかし、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態が続いている。

また、保護者負担の公私格差は、いまだ大きく、多くの生徒が無償の公立に対し、私学の初年度給付金は約64万円を超え、授業料助成制度があるものの、私学を自発的に選択できる層はごく一部に限られている。

とりわけ、平成22年度の「高校無償化」の際に、公立高校は無償化される一方、私立高校生には、就学支援金が支給されたが、愛知県では、財政難もあって県独自の授業料助成が大幅に減額された。

特に、乙ランク（年収350から840万円）の層では、「教育の機会均等」が著しく損なわれ、私学を選びたくも選ぶことのできない生徒がますます増えた。

そのために、私学高校は、生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来のよさを損ない兼ねない状況に置かれてきた。（平成28年度までの3年間は、国の就学支援金の新たな加算分約15億円（5億円かける3年）を活用して、愛知県の従来の授業料助成制度を実質的に復元し、授業料本体については、甲ランク（年収350万円以下）は無償、乙1ランク（年収350から610万円）は3分の2、乙2ランク（年収610から840万円）は半分が助成されることとなった。

また、入学金助成は、甲ランクが20万円に増額、実質無償化され、昨年度、乙ランクが9年ぶりに増額された。

このような県の努力によって、甲ランクでは、授業料本体と入学金について無償化されたが、施設設備になどを含めた「月納金」では、いまだ約5万円の公私格差が残っている。

しかも年収350万円以下の低所得者層は、公立の倍以上の比率で学費の高い私学に来ているという現状がある。

一方、入学金助成は、甲ランクは実質無償化されたが、乙1ランクは10万円（入学金の2分の1）、乙2ランクは6万5,000円（入学金の3分の1）で、授業料助成制度（甲ランク無償、乙1ランク3分の2助成、乙2ランク2分の1助成）のレベルには届いてない。

そのため、「保護者負担の公私格差の是正」は、いまだ抜本的な解決に至っておらず、今年度より愛知県立高校の入試制度が見直されたが、その一方で、私学を自由に選択できないなど、「公私両輪体制」にとっていびつな状況が、今なお続いている。

全国的には、大阪、京都に続いて、今年度より、東京、埼玉が私立高校無償化へ踏み

出し、「私学も無償化」への期待は大きく高まっている。

政府は、5月18日、6月19日に「高校生等への就学支援に関する協力者会議」を開催し、すでに制度改善の検討に入っているが、私学を自由に選択できるようにするためには、就学支援金の一層の拡充をはじめ、各県格差の是正、支給対象を学納金とすることなどは、喫緊の課題である。

私学は、「公教育」の重要な役割を担っている。本来、学校は公立、私立を問わず、誰もが教育の中身によって自由に選択できることが望ましく、保護者負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学の問題だけではなく、保護者、町民にとって切実な要求であり、とりわけ準義務化された高校教育においては急務となっている。

貴職におかれましては、保護者負担の軽減と教育改革を願う広範な保護者、国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそ望まれている。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、保護者負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、あわせて私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金を充実し、経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月27日、愛知県額田郡幸田町議会、（提出先）内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣あて。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀恒男君。

○6番（志賀恒男君） 議員提出議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議員提出議案第4号 道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書の提出について。

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成29年9月27日、提出者、幸田町議会議員、志賀恒男、賛成者、幸田町議会議員、足立初雄、同じく稲吉照夫、同じく鈴木雅史、同じく浅井武光、同じく大嶽弘、同じく丸山千代子、同じく酒向弘康。

提案理由、道路整備の長期安定的な財源確保を求める必要があるから。

次のページをお願いします。

道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書（案）。

道路は人々の生活や経済、社会活動を支えるとともに、安全、安心を確保し、地域活性化を図る上で必要不可欠な社会資本である。

本町を初めとした、西三河地域では、産業の中核として日本の成長をリードし、厳しい国際競争に打ち勝つために、物流、交流拠点と産業集積地等々を結ぶ広域道路ネットワークを充実させるとともに、地域の活力向上のため、都市地域間道路ネットワークなどの整備が進めているところである。

また、急速に高齢化が進行している道路インフラの老朽化対策や、県内14年連続交通事故死者数全国ワーストを改善するための交通安全対策等も喫緊の課題となっており、

今まで以上に計画的、かつ着実に道路整備を進める必要がある。

一方、これまで道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という）の規定により、平成29年度までの時限措置として、補助率等がかさ上げされてきたが、道路財特法によるかさ上げ措置の廃止は、道路事業費の縮減や地方財政負担の増加をもたらし、道路整備の遅滞を招くことで、その影響は深刻かつ重大なものとなる。

よって、国におかれては、本町を初めとした西三河地域が必要とする道路整備の長期安定的な推進に向け、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記、1、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。2、地方が真に必要とする道路整備を推進するために必要な予算を確保するとともに、補助事業による支援対象を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月27日、愛知県額田郡幸田町議会、（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣あて。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております、議員提出議案3件について、質疑を行います。

質疑は、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願いいたします。

議員提出議案第2号について、質疑を許します。

ありませんか。

以上で、議員提出議案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、議員提出議案第3号について、質疑を許します。

ありませんか。

以上で、議員提出議案第3号の質疑を打ち切ります。

次に、議員提出議案第4号について、質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 9ページの意見書案分ではありますが、中ほどにまた急速に高齢化が進行している道路インフラの老朽化対策、これ意味合いはということなのですか、道路における高齢化と、この意味合いの説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 伊藤議員のお尋ねの高齢化が進行している道路ということでございますが、建設してから長い間、年月がたち、補修の必要が出てくるような状態になっているという意味というふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それを、高齢化という表現が適切かどうか、その後に、老朽化というのがありますよね。老朽化というのは、今、提出者が言われたように、建設して年月

がたつてという形で表現されてくるのが老朽化。高齢化という意味合いは、一般的には、人の年齢、あるいは、生き物の年齢、動物等を含めた生き物の年齢によって表現されてくるのが、私は高齢化だろうと、そうでもない構造物、構造物に高齢化と言われることの意味合いについては、私は、ここでいけば二重語的な意味合いが込められているのかな、高齢化と老朽化と、そこら辺をもう少し説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 高齢化という言葉でございますが、国の用語によりますと、道路運送車両法では、車齢、車の登録から10年以上たったものを車齢、特に、古い車齢とか、そういう言葉を使います。

したがいまして、政府に提出する言葉でございますので、こういった若干なじみのない言葉になるかと思えますけれども、政府用語としては、妥当なものだと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど申し上げたとおり、道路というのは構造物、今、提出者が言われた車齢、いわゆる車の年齢というのは、一般的にそういう形で使われるにしても、ここで意見書として出されてくる内容は、もう道路整備が大変な状況にありますよという中で、老朽化が非常に厳しいと、だから、財源をつけてきちんとやれよということですが、急速に高齢化という意味合いの説明でいきますと、高齢化というものが、いわゆる構造物というものに該当するのかなのかという点からいって、疑義を申し上げたというものであります。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 一般的に余なじみがないということかもしれませんが、現在、愛知県議会におきましては、9月の議会へ同様の文章で、また、近隣の市町の状況でございますが、同じく9月議会で岡崎市、西尾市、蒲郡市、豊川市、豊橋市、刈谷市、碧南市等、同様の文章で出されるということで伺っておりますので、この言葉を使わせていただきましたということでございます。

○議長（杉浦あきら君） ほかにありませんか。

以上で、議員提出議案第4号の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略について、お諮りをします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、議員提出議案3件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。
反対討論ありませんか。
反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
次に、原案賛成の方の発言を許します。
賛成討論ありませんか。
賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
これをもって討論を終結いたします。
これより、採決いたします。
採決の方法は、起立による行います。

まず、議員提出議案第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第3号は、原案どおり可決されました。

次に、議員提出議案第4号 道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書の提出についてを、原案どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第4号は、原案どおり可決されました。



日程第4

○議長（杉浦あきら君） 閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。

会議規則第73条の規定により、お手元に印刷配付のとおり、議会広報特別委員会委員長、防災減災対策特別委員会委員長、及び、地方創生特別委員会委員長から、各委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申し出がありました。

お諮ります。

委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたします。

以上をもって、本定例会に附議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成29年9月1日召集された第3回幸田町議会定例会を閉会とします。

閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

○町長(大須賀一誠君) 平成29年第3回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆さん方におかれましては、去る9月1日から本日まで、27日間の長きにわたりまして御多用にもかかわらず、終始熱心に御審議をいただき、私どもが提案させていただきました全議案とも可決承認を賜りましたことを、心から感謝、お礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での御審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受けとめ、十分留意をいたし、今後の町政に推進に生かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

特に、本議会定例会は、平成28年度の決算を認定いただきました。

議員各位から御指摘、御意見を真摯に受けとめ、今後に生かしてまいる所存でございます。

また、8名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、その都度、答弁をさせていただきましたが、さらに検討を重ね、今後の町政に生かしてまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしく願いを申し上げます。

ここで御報告2点と、お知らせ4点をさせていただきます。

報告の1点目につきましては、先日、9月30日付人事異動に関する一覧表を議員の皆様への棚へいれさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

次に、報告の2点目でございますけれども、台風18号についてでございます。

大雨、雷、強風注意報の発令によりまして、9月17日日曜日、22時10分災害対策本部を設置いたしました。

この時間帯の最大瞬間風速34メートルでございました。次第に収まってまいりましたので、9月18日月曜日の1時10分に解散といたしました。西日本を広く暴風圏に巻き込みながら日本列島を縦断した台風18号でございましたが、本町における被害状況といたしましては、人的被害の報告はなく、道路上への倒木、住宅の一部損壊といったような内容でございました。

なお、被害状況を取りまとめた集計表を議員の皆様方の棚へいれさせていただきました。

たので、よろしく願いをいたします。

続きまして、お知らせの1点目でございます。

念願でありました島原市との姉妹都市提携についてでございます。

10月11日水曜日に、島原市と幸田町の2会場において、調印式をとり行う運びとなりました。島原藩主深溝松平氏とのつながりから始まった、この御縁を大切に、両市町の市民と町民がお互いに発展していけるような交流を深めていきたいというふうに考えております。

なお、11月11日土曜日に、幸田町島原市歴史と文化の友好交流シンポジウムを開催いたします。内容といたしましては、奈良文化財研究所の研究者、田村朋美さまからの連携研究報告として、ガラスの化学分析からわかること、そのほか、歴史的なつながりを学べる基調講演や調査研究報告などを予定いたしております。

次に、お知らせの2点目でございますけれども、10月22日日曜日に、幸田町中央公園にて、第62回町民大運動会を開催いたします。

議員の皆様方におかれましても、御参加賜りますようお願いをいたします。

続いて、お知らせの3点目でございます。

11月12日日曜日に、幸田産業まつり、ハッピーネス・ヒル・幸田で開催をいたします。町内企業のさらなる発展を目的として、毎年、2万5,000人の来場を迎える大きなイベントでございます。

同時開催の健康福祉まつり、消防広場を初め、地元の農家が丹精を込めて育てた農林産物の品評会、その展示即売会、それから、また、新たに千人鍋の無料配布、各種体験コーナー、野外ステージのイベントなど、盛りだくさんでございます。

ことしは、特に、島原市の特産物を展示即売する予定でございます。ぜひ、お越しいただきますようお願いをいたします。

続きまして、4点目でございますけれども、あすの臨時国会におきまして、衆議院が解散され総選挙が行われる予定でございます。

そのような報道がなされておりますけれども、解散されれば、この選挙から新たな区割りによる衆議院選挙となりますので、町といたしましては、これに備え準備を進めている状況でございます。

以上、報告2点、お知らせ4点でございます。

いよいよ10月を迎えまして、今年度も後半に差しかかってまいりました。予定をいたしております事業の執行には全力を傾けてまいります所存でございます。

また、平成30年度の当初予算の編成時期にも入ってまいります。緊急度、重要度を勘案いたしながら、少しでも町民の皆様のご要望にお応えすべく最大限の努力を払ってまいります所存でございますのでよろしくお願いをいたします。

最後になりますが、これから秋の深まりとともに、季節が変わってまいります。体調管理にはくれぐれも御留意いただき、町政発展のためにさらなる御活躍を心よりお祈り申し上げ、閉会に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（杉浦あきら君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議

を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

これにて、散会といたします。

大変御苦勞さまでした。

散会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年9月27日

議 長

議 員

議 員